

国立大学法人東京農工大学学寮規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学寮規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考										
<p>国立大学法人東京農工大学学寮規程</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、学寮とは次の施設をいう。</p> <p>一 櫛寮</p> <p>二 楓寮</p> <p>第3条 省 略</p> <p>(入寮対象者)</p> <p>第4条 学寮に入寮できる者は本学学生とし、櫛寮にあつては男子学生、楓寮にあつては女子学生とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第5条 学寮の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1104 654 1190"> <tr> <td>櫛 寮</td> <td>372人</td> </tr> <tr> <td>楓 寮</td> <td>48人</td> </tr> </table> <p>第6条～第9条 省 略</p> <p>(在寮期間)</p>	櫛 寮	372人	楓 寮	48人	<p>第1条 省 略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、学寮とは次の施設をいう。</p> <p>一 櫛寮</p> <p>二 楓寮</p> <p>三 <u>桜寮</u></p> <p>第3条 省 略(現行どおり)</p> <p>(入寮対象者)</p> <p>第4条 学寮に入寮できる者は本学学生とし、櫛寮にあつては男子学生、<u>楓寮及び桜寮</u>にあつては女子学生とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第5条 学寮の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1104 1491 1232"> <tr> <td>櫛 寮</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>楓 寮</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td><u>桜 寮</u></td> <td><u>18人</u></td> </tr> </table> <p>第6条～第9条 省 略(現行どおり)</p> <p>(在寮期間)</p>	櫛 寮	200人	楓 寮	48人	<u>桜 寮</u>	<u>18人</u>	
櫛 寮	372人											
楓 寮	48人											
櫛 寮	200人											
楓 寮	48人											
<u>桜 寮</u>	<u>18人</u>											

<p>第10条 在寮期間は、入寮を許可された日からその者の修業年限(大学院生は標準修業年限)以内とする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>(寄宿料)</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定める寄宿料を毎月10日までに資産管理チームに納入しなければならない。</p> <p>2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料は1ヶ月分を納入しなければならない。</p> <p>3 休業期間内に係る寄宿料は、<u>第1項の規定にかかわらず休業期間開始日の前に納入しなければならない。</u></p> <p>4 納付済の寄宿料は、これを返還しない。</p> <p>(光熱水料等の経費の負担)</p> <p>第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。</p>	<p>第10条 在寮期間は、入寮を許可された日からその者の修業年限(大学院生は標準修業年限)以内とする。</p> <p>第11条 省略(現行どおり)</p> <p>(寄宿料及び共益費)</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(以下「諸料金規程」という。)に定める寄宿料及び共益費を毎月10日までに資産管理チームに納入しなければならない。<u>ただし、楓寮の寮生は共益費の納入を要しない。</u></p> <p>2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料及び共益費は1ヶ月分を納入しなければならない。</p> <p>3 削除</p> <p>4 納付済の寄宿料及び共益費は、これを返還しない。</p> <p>(退去時清掃費の負担)</p> <p>第12条の2 寮生は、前条に定める寄宿料及び共益費のほか、諸料金規程に定める退去時清掃費を納入しなければならない。<u>ただし、楓寮の寮生は納入を要しない。</u></p> <p>2 <u>退去時清掃費は、入寮の日の属する月に係る寄宿料を納入するときに資産管理チームに納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>納付済の退去時清掃費は、これを返還しない。</u></p> <p>(光熱水料等の経費の負担)</p> <p>第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。<u>ただし、櫻寮及び桜寮に係る本経費は、各居室で使用した分とする。</u></p>	
---	---	--

<p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに資産管理チームに納入しなければならない。</p> <p>第14条～第15条 省略</p> <p>(退寮措置)</p> <p>第16条 副学長は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮を命じるものとする。ただし、第4号から第7号までのいずれかの事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経るものとする。</p> <p>一 本学学生の身分を失ったとき。</p> <p>二 第10条に規定する在寮期間を超えてもなお居住しているとき。</p> <p>三 3ヶ月以上にわたり寄宿料又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに資産管理チームに納入しなければならない。</p> <p>第14条～第15条 省略(現行どおり)</p> <p>(退寮措置)</p> <p>第16条 省略(現行どおり)</p> <p>一 省略(現行どおり)</p> <p>二 省略(現行どおり)</p> <p>三 3ヶ月以上にわたり寄宿料及び共益費又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

附 則(21教 規程第30号)

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 平成21年10月31日現在入寮の許可を得ている者は、施行日においても入寮許可を受けているものとして取り扱うものとする。
- 3 平成21年10月31日現在入寮の許可を受けている者の在寮期間は、その者がすでに認められた在寮期間とする。
- 4 平成21年11月1日現在に入寮の許可を得ている者のうち、二人で櫛寮の一居室を使用することを希望する者がいるときは、第5条に規定する定員数にかかわらず、副学長はこれを許可することができる。
- 5 副学長は、この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年4月に本学大学院に進学する者が引き続き在寮を希望する場合は、これを認めることができるものとし、その在寮期間は第10条に定めるところによる。
- 6 この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年3月25日までに退寮する者については、改正後の第12条の2の規定にかかわらず退去時清掃費は徴収しないものとする。